

入居申込書

物件名					号室
転居理由			入居目的	□住居・□セカンドルーム・□その他()	
契約期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	更新料	□有・□無	円/	年
敷金	円	礼金	円	備考	
家賃	円	共益費	円	法人: □一代・□入替	
初期費用	その他	駐輪等支払方法: □個・□法		※区画・金額等を各管理会社に空き確認後お申度ください。年払い返還いたしません。	
	駐輪場	□必要(台)・□不要	□月・□年	円	火災保険 個(□1.1・□1.3)万円/年・法(□2.0・□2.5)万円/2年・□証券提出
	□ミニ・□バイク	□必要(台)・□不要	□月・□年	円	鍵交換代 (入居時) (□2.5・□3.0・□3.5)万円(税別)・□無
	駐車場	□必要(台)・□不要	月	円	ハウスクリーニング (退居時) (□2.5・□3.0・□3.5・□4.0)万円(税別)
賃借人	フリガナ			生年月日・設立年月	年齢・性別
	氏名			西暦 年 月 日	才 男女
	現住所	〒 -		自宅TEL ()	携帯電話 ()
	フリガナ			勤務先TEL ()	年収 年・見込 万円
	勤務先名			勤続・学年 年	業務内容
	勤務先住所	〒 -		□役員□正社員 □派遣□パート □学生□他()	
入居者	氏名	TEL	生年月日	続柄	勤務先名(学校名)
			西暦 年 月 日		
			西暦 年 月 日		
連帯保証人	フリガナ			生年月日	年齢・性別
	氏名			西暦 年 月 日	才 男女
	現住所	〒 -		自宅TEL ()	携帯電話 ()
	フリガナ			勤務先TEL ()	年収 年・見込 万円
	勤務先名			□年金受給	勤続 年
	勤務先住所	〒 -		業務内容	□役員□正社員 □派遣□パート □学生□他()
			賃借人との関係		

＜個人情報の取り扱いについて＞

今回、お客様にご記入いただきました「入居申込書」に関する個人情報につきましては、弊社からの業務連絡及び新しいマンションのご案内(不動産分譲事業・不動産仲介事業)に利用することがありますが、それ以外の利用目的等が生じた場合は、事前にその目的を連絡いたします。また、お客様の個人情報につきましては厳重かつ適正な管理を行い、第三者(関係会社を除く)に個人情報を提供することはありません。尚、①CATV導入済み物件において、入居時に設備業者によるTVのチャンネル調整を行う必要がある場合、設備業者等に入居申込みにかかる個人情報を提供する必要があります。また、②インターネット設備の利用に関して、お客様にご案内を差し上げるため、各種インターネットサービス業者等に入居申込みにかかる個人情報を提供する必要があります。

＜承諾事項＞

当方(申込者)は、以下の事項を承諾の上、入居申込みを致します。

1. 当方からの入居申込みについては、株式会社プレサンスコーポレーション(以下「プレサンス」という。)による入居審査の結果、入居申込みを拒絶されることがあること。また、プレサンスより入居申込みが拒絶された場合、当該審査内容については当方に明らかにされないこと。
2. 入居申込日以降、上記申込内容に変更が生じ、上記申込内容と後日締結する賃貸借契約書の内容に相違が生じる場合は、当方からの申込内容にかかる変更届出に基づき、プレサンスより再度入居審査が行われること及びこれに伴う変更手続に要する費用(保証会社保証料、変更手数料等)は当方が負担すること。
3. 入居申込後、①賃貸借契約の締結までに上記申込内容に虚偽記載があることが判明した場合は、プレサンスより賃貸借契約の締結を拒絶されること、②賃貸借契約の締結後に上記申込内容に虚偽記載があることが判明した場合は、プレサンスより賃貸借契約が即日解除されること。
4. 上記1ないし3に記載の事項について当方がこれを承諾又は遵守しない場合、プレサンスより、賃貸借契約の締結を拒絶され、又は賃貸借契約を解除されたとしても、当方は異議申立てを行わないこと。

仲介業者	
担当者	
住所	
TEL	
FAX	

【申込者署名欄】 20 年 月 日記入

 サイン可

弊社使用欄	保証会社	審査確認	仲介手数料	仲介確認	
	□PSG・□R・□V・□無 □S(法人は書類回収鍵渡し)	/	ヵ月 円	/	
賃貸課長	オーナー確認	賃借人確認	保証人確認 無□	退去立会日	改装完了日
	/	/	/	/	/
	:	:	:		

承 諾 書

私は、以下の事項を確認及び承諾の上、後記物件の入居申込みを致します。

- 1 建物賃貸借契約（以下「本契約」という）の解約時における注意事項について
 - ① 解約の申入れは、解約日の1ヶ月前までに、株式会社プレサンスコーポレーション所定の届出書をもって行うこと。また、解約月の賃料等は、月割精算となること（※日割精算ではないこと）。
 - ② ハウスクリーニング代金は、申込者（賃借人）の負担となること。
 - ③ 申込者（賃借人）の故意又は過失による原状回復費用については、本契約に敷金の設定がある場合は敷金より当該費用に充当するが、敷金の設定がないか又は原状回復費用が敷金の額を超過する場合は、当該原状回復費用又は超過費用については、送金に要する費用を含め、申込者（賃借人）の負担となること。
- 2 保証会社及び連帯保証人について
 - ① 申込者が個人の場合は、本契約を締結するにあたり、保証会社による保証が必要となること。
 - ② 保証会社の規定により、連帯保証人が3親等以内の親族に限られる場合があること。
 - ③ 法人を連帯保証人とすることはできないこと。
- 3 保証会社として株式会社プレサンスギャランティを利用する場合の賃料等について
 - ① 翌月分の賃料は、前月27日（当該日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に申込者（賃借人）の指定する口座より引落としされること。
 - ② 上記①の引落としは、オリコカードのクレジット払いとなること。なお、毎月の引落としにかかる月額請求額の1.5%は、手数料として申込者（賃借人）の負担となること。
 - ③ オリコカードの利用については、2年目以降、年会費として1,250円（＋消費税）を負担する必要があること。
- 4 入居申込みにかかる物件によっては、U-NEXT（インターネットの代理店）、J:COM又はBaycom（テレビのチャンネル調整）、引越業者（新築物件のみ）等から、申込者（賃借人）に対して、ご案内等の連絡が入る場合があること。
- 5 入居審査の流れ等について
 - ① 「保証会社による審査→賃貸人の意思確認→申込者及び連帯保証人の意思確認→本契約書の作成」
 - ② 契約書類の発送時期については、入居申込み物件の改装工事完了予定日が判明した後になること。
- 6 申込者は、以下の事項を了承のうえ、これらにより本契約の開始日が遅れた場合であっても、損害の賠償請求を行わないこと。
 - ① 入居申込み時点において、室内の改装工事が未了である場合、当該改装工事の進捗状況によっては、やむを得ず本契約の開始日が遅れることがあること。
 - ② 当初の契約開始日において、上階からの漏水被害等、やむを得ない事情により、室内の改装工事が必要となった場合は、本契約の開始日が遅れることがあること。
- 7 キャンセル料の負担について
 - ① 入居審査完了（申込者及び連帯保証人の意思確認）後、申込者より入居申込みのキャンセルを行う場合、申込者は、賃料1カ月分（共益費を含む）のキャンセル料を負担しなければならないこと。
 - ② 上記①のキャンセル料（送金に要する費用を含む）は、申込者がキャンセルの意思表示を行った日から7日以内に、プレサンスコーポレーションが指定する口座に送金する方法にて支払わなければならないこと。

平成 年 月 日

■ 物件名

号室

■ 申込者 _____ (署名又は記名押印)

※仲介会社記入欄

以上、申込者が本書の内容を確認及び承諾の上、署名又は記名押印していることを確認致しました。

仲介会社名： _____ ご担当者： _____

保証委託及び立替払委託申込書(個人用)v02

申込用FAX:0570-009-977

お問合せ電話番号
0570-030-123

お申込後、申込内容をご確認させていただくために(株)リクルートフォレントインシュアから申込者様、勤務先、緊急連絡先にご連絡させていただく場合がございます。

賃貸借 申込内容	契約種別	普通借家	定期借家はこちらに チェックして下さい <input type="checkbox"/>	入居予定	20__年__月__日ごろ	前家賃 (予定)	月分まで 受領予定	
	物件所在地	フリガナ 〒 _____ 都道 _____ 府県			号室	間取り・㎡数 () R・K・DK・LDK ㎡数 () ㎡	家賃 ①	円
	物件名	フリガナ _____			号室	間取り・㎡数	管理費 共益費 ②	円
	敷金 (保証金)	円	退去償却 (解約引き)	円	礼金	円	駐車料金 ③	円
	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }	その他費用 { } ④	円
						月額請求額 合計	①+②+③+④	円/月

申込者・ 賃借人	現住所	フリガナ 〒 _____ 都道 _____ 府県							※建物名までご記入ください。						
	氏名	フリガナ _____	性別	男・女	電 話	固定	—	—	携 帯	—	—				
	生年月日	(西暦) 年 月 日 () 歳			運転免許証番号 (お持ちの方は必ず ご記入ください)										
	家族構成	1.独身 2.独身(子供有り) 3.配偶者有り 4.単身(既婚) 5.その他()			現在の家賃 (住宅ローン返済額)		万円/月	ご返済額 (住宅ローン以外)	万円/月	居住年数	年	ヶ月			
	現住居 種類 帯保証人	1.賃貸 2.家族所有 3.社宅/寮 4.公営住宅 5.自己所有 6.その他			転居理由		1.結婚 2.独立 3.就職/入学 4.転勤 5.転職 6.通勤時間 7.手狭 8.家賃が高い 9.環境 10.その他()								
	職業	1.正社員 2.正社員以外(□契約社員 □派遣社員) 3.公務員 4.自営業 5.パート/アルバイト 6.学生 7.年金が主な収入 8.生活保護受給 9.無職 10.その他()			業種		1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他()								
	お勤め先 (派遣元)	フリガナ _____	名称	フリガナ _____		電話	—		—		年収(税込)	万円	月収(税込)	万円	
	住所	フリガナ _____ 都道 _____ 府県			従業員数	1.10人未満 2.250人未満 3.300人未満 4.300人以上				部署			勤続年数	年	
															ヶ月

緊急 連絡先	現住所	フリガナ 〒 _____ 都道 _____ 府県							※建物名までご記入ください。					
	氏名	フリガナ _____	性別	男・女	続柄(関係)	生年月日(西暦)	年 月 日 () 歳	電 話	固定	—	—	携 帯	—	—

入居者 欄	入居される方	1.申込者のみ 2.申込者および家族 3.家族(申込者以外) 4.その他()						
	氏名	性別	続柄	生年月日(西暦)	携帯電話番号	年収(税込)	勤務先会社名および連絡先	
		男・女				万円		
		男・女				万円		
	男・女				万円			

備考欄	※現職の勤続年数が6ヶ月以内の場合は備考欄に前職の社名・所在地・勤続年数を、また派遣社員の方は派遣先をご記入ください。						
	商品コード : 001-006-54						

仲介会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。	管理会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。
	ご担当者印 又はサイン		ご担当者印 又はサイン
	○		○
店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。			

保証委託契約

賃借人（以下「乙」という）と株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「丙」という）とは、賃貸人（以下「甲」という）と乙の間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（以下「原契約」という）に関し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（保証委託契約）

乙は、丙に対し、第3条①各号記載の金銭の支払債務に關し、次条以下に定める内容に従い、連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受諾した。

第2条（保証委託料等）

- 乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初回保証委託料を本契約締結時に支払うものとする。
- 乙は、丙に対し、第10条所定の保証期間中、本契約締結以後1年毎に、金10,000円を保証委託料として支払うものとする。
- 原契約が期間満了前に終了した場合、又は第3条① i に定める賃料等が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は、本条①及び②により支払った保証委託料の返還を丙に請求できないものとする。

第3条（保証の範囲）

- 丙は、甲に対し、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務（但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた金銭の支払債務に限る）を、乙と連帯して保証する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年取額、勤務先及び入居者等別紙「保証委託及び立替払委託申込書」に記載された丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではない。
 - 家賃、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表面記載の金員（以下「賃料等」という）の滞納分
 - 水道使用料及びガス使用料等（以下「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費も含まれるものとする）の滞納分
 - 更新料
 - 原状回復費用（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（改訂があった場合には、改訂後のものを含む）を準拠して、乙が負担することが合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同じ）
 - 原契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（明渡月については、明渡しまでの日割り賃料等に相当する損害金に限る）
 - 賃料等の滞納を理由とする甲乙間の明渡訴訟手続において裁判所による乙の負担として認められた訴訟費用及び強制執行費用のうち、甲が丙の承諾を得て支出した費用
- 本契約に基づき丙が保証する金額及び乙と丙との間の立替払委託契約（以下「本立替払委託契約」という）に基づき丙が立替払を行う金額の総額は、本契約及び本立替払委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。
- 丙は、次の各号に定める債務については、保証しない。
 - 退去予告通知義務違反の場合における違約金等
 - 早期解約による違約金等
 - 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
 - 火災、ガス爆発、建物の躯体に達する水漏れ、自殺行為、犯罪行為、心身喪失中の行為その他の通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害
 - その他本条①に含まれない債務

第4条（保証委託及び立替払委託申込書並びに原契約の変更等の届出）

本契約締結後、別紙「保証委託及び立替払委託申込書」並びに原契約の記載内容に変更が生じたとき、又は、原契約の終了が決定したときは、乙は、丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならない。

第5条（保証債務の履行）

- 丙は、乙に対する何らの通知なくして甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「管理会社」という）に対して保証債務の履行としての支払いを行い、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は、本立替払委託契約に基づき乙が丙に支払うべき賃料等の滞納分にかかる支払債務を、乙の丙に対する次項 i に定める償還債務の一部として取り扱うことができる。
- 丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を直ちに償還しなければならない。
 - 丙の甲に対する保証債務の履行額
 - 丙の乙に対する保証債務の履行のための費用
 - 丙の乙に対する求償権実行及び保全に要した費用
- 乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、乙は、丙に対し、当該債務の履行期の前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならない。
- 乙が丙に対して償還すべき金額の支払いを遅滞したときは、乙は、丙に対し、その遅滞の日より支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- 甲が原契約を解除して本物件の明渡しを受けるために必要であると、丙が判断した場合には、丙は、一定期間、保証債務の履行を停止することができる。
- 乙は、丙が甲から賃料等の収納代行事務（以下「収納代行」という）の委託を受けていることを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒むことができないものとする。但し、甲と丙との特約により丙が収納代行を行わない賃料等、並びに乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、収納代行の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

第6条（特別）

- 丙は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとする。
 - 乙において賃料等の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の掲示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払いを行うよう督促を行うこと
 - 乙の安否を確認する必要があるとき、その他緊急を要するときに、本物件の合鍵を甲から借り受けて本物件に立ち入りすること
 - iii 乙があらかじめ指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること
- 丙は、本物件にかかる電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件の占有を解いたと判断される場合には、原契約について乙から解約の申出があったものとみなす。
- 事由の如何を問わず、原契約が終了した場合、丙は、乙の退去手続きに立ち合うことができる。

第7条（動産類の保管、処分等）

- 原契約が終了し本物件の明渡しが成立した場合、丙は、本物件に残置された動産類を搬出、運搬及び保管することができる。
- 前項に基づき動産類を保管する場合の保管期間は3ヶ月とする。この期間内に乙が丙の保管する動産類を引き取らないときは、乙が当該動産類を放棄したものとみなし、丙は当該動産類を処分することができる。
- 丙による動産類の搬出、運搬、保管及び処分を要した一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は、丙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

第8条（再委託）

丙は、本契約に基づき、委託を受けた事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第9条（譲渡担保）

- 乙は、本契約に基づく丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を丙に譲り渡し、丙はこれを受諾した。
- 乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第10条（保証期間）

- 本契約に基づき丙が委託を受ける保証期間は、本契約締結の日から、本物件の明渡しまでとする。但し、甲乙丙の三者間の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 前項にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合にはこの限りではない。
 - 本物件の用途が変更された場合
 - 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合
 - ii 原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合
 - iv 原契約の内容に重大な変更があった場合
 - v 本物件の号室に変更があった場合

第11条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、本契約は終了せず再契約についてもその効力を有し、乙は丙に対し、第2条②の保証委託料を支払うものとする。

第12条（保証委託契約の変更）

乙は、原契約の変更にとまひ本契約内容に変更が生じる場合には丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、丙の承諾をもって本契約内容が変更するものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 乙及び丙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己（乙については入居者を含む）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証する。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ii 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - iii 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - iv 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - v 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 乙及び丙は、自ら（乙については入居者を含む）又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - i 暴力的な要求行為
 - ii 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - iv 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - v その他前各号に準ずる行為
- 次の各号に定める者又はその役員が、①の表明保証に関して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは①各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合の甲乙丙間の権利義務関係は、次の号に定めるとおりとする。
 - 甲の場合
 - 乙は、原契約の定めにかかわらず原契約を解除することができる。なお、甲は、甲と丙との間の賃貸保証契約にて、この場合に原契約を解除されることについて異議なく承諾をしている。丙は、何らの催告を要せずして、甲と丙との間の賃貸保証契約を解除することができ、当該解除により本契約は終了する。
 - ii 乙（入居者を含む）の場合
 - 乙は、原契約の定めにかかわらず甲から原契約を解除されることについて異議なく承諾する。丙は、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる収納代行及び保証債務の履行を停止することができる。また、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - iii 丙の場合
 - 乙は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

④乙及び丙は、前項の規定の適用により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第14条（個人情報の取り扱いに関する同意）

乙は、丙による個人情報の取り扱いについて、別添「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意する。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理するものとする。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、法令に定める管轄裁判所のほか、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第17条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従って解釈されるものとする。

立替払委託契約

賃借人（以下「乙」という）と株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「丙」という）とは、賃貸人（以下「甲」という）と乙の間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（以下「原契約」という）に関し、次のとおり立替払委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（立替払委託契約）

- 乙は、丙に対し、原契約に基づき乙が甲に対して支払うべき家賃、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表面記載の金員（以下「賃料等」という。但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた賃料等に限る）を丙が乙に代わって甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「管理会社」という）に対して支払うこと（以下「立替払」という）を委託し、丙はこれを受託した。なお、乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、立替払の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。
- 原契約の定めにかかわらず、乙は、立替払の対象となる賃料等を、丙の指定する支払方法及び支払期日に従い、丙に対し毎月一括して支払うものとする。
- 丙は、乙が丙に対する賃料等の支払いを遅滞した場合には、立替払を停止することができる。
- ④本契約に基づき丙が立替払を行う金額及び乙と丙との間の保証委託契約（以下「本保証委託契約」という）に基づき丙が保証する金額の総額は、本契約及び本保証委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。

第2条（保証委託契約の規定の準用）

- 本保証委託契約第3条①柱書但書、第3条③、第4条、第5条②から⑤まで並びに第6条から第17条までの規定は、本契約について準用する。
- 前項の場合において、次の各号における本保証委託契約の条項中の用語については、当該各号に定める用語に読み替えるものとする。
 - i 第3条①柱書但書中「（但し、本契約の締結に際し、）」とあるのは「本契約の締結に際し、」と読み替え、「この限りではない」とあるのは「丙は、立替払を行わない」と読み替える
 - ii 第3条③柱書中「保証しない」とあるのは「立替払を行わない」と読み替える
 - iii 第3条③ v 中「本条④」とあるのは「前条④」と読み替える
 - iv 第5条②柱書、i 及び ii 並びに第5条⑤中「保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替える
 - v 第10条①中「保証期間」とあるのは「立替払期間」と読み替える
 - vi 第10条②柱書中「保証は終了する」とあるのは「立替払は終了する」と読み替える
 - vii 第11条中「第2条②の保証委託料を支払うものとする」とあるのは「本保証委託契約第2条②記載の立替払委託料を支払うものとする」と読み替える
 - viii 第13条③ ii 中「収納代行及び保証債務」とあるのは「立替払債務」と読み替える

■ 保証委託及び立替払委託契約に係る事項の説明

ご契約内容は次の通りとなります。この内容は重要ですから、必ずご一読頂き、ご理解を頂いたうえで、お申込みをお願いいたします。

①保証会社について

家賃債務保証を行う保証会社は、次の通りです。保証会社は、賃貸借契約に関する連帯保証人となりますので、賃借人様がお支払いを遅延した場合、賃借人様に代わってお支払いを行います。保証会社がお支払いしたときには、後日賃借人様に対してご請求させていただきます。

保証会社：株式会社リクルートフォレントインシュア
住 所：東京都中央区銀座 8-4-17
問合せ先：0570-030-123

②保証の範囲および内容について

保証の範囲は、賃貸借契約に係る賃料等、変動費、更新料、原状回復費用、解除後から明渡しまでの間の賃料等相当損害金および訴訟その他法的手続きに係る費用となります。保証上限額は月額賃料（共益費、管理費等は含まない）の48ヶ月分となります。

■ 反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証条項

私（申込者）は、現在及び将来において、自己、自己の役員、連帯保証人及びその他同居予定者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

■ 個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月取等の関係性情報（変更後の情報を含む）
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に準って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃借人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため
- ⑧賃貸保証契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲で個人情報の第三者への提供

第4条（個人情報の第三者への提供）

1. 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行を及ぼすおそれがあるとき
2. 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
- ①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃借人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること
 - ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼす当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第6条（家賃債務保証情報取扱機関の登録・利用等）

1. 申込者等は、当社が申込者等との保証委託契約締結可否の判断及び保証委託契約の履行、求償権の行使のために、当社が加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という）に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

●加盟家賃債務保証情報取扱機関

名 称：一般社団法人全国賃貸保証業協会（略称LICC）
住 所：〒105-0004 東京都港区新橋1丁目7番10号 汐留スベリアビル4階
電話番号：0570-086-110
ホームページアドレス：http://jpag.or.jp/

私は、リクルートフォレントインシュアの保証委託及び立替払委託契約の申込みを行うにあたり、別紙「保証委託及び立替払委託申込書」の記載内容が事実と相違ないことを確認し、上記「保証委託及び立替払委託契約に係る事項の説明」および別紙「保証委託及び立替払委託契約書」の内容について説明を受け承諾しました。また、上記「反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証条項」「個人情報の取り扱いに関する条項」を確認し、同意しました。なお、保証委託及び立替払委託契約内容について個別の取決めを行う場合は、その説明も受け承諾しました。

入居予定物件名			()	号室)
ご記入日(西暦)	20	年	月	日
	申込者署名欄			
	(本人直筆で署名ください)			
	※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。			

①取扱不動産会社様へ：本書面はお申込者様へご説明のうえ、ご署名をいただきコピーをお渡しください。原本については、リクルートフォレントインシュアへご提出ください。

③保証委託料について

保証委託料として、次の金額をお支払いいただきます。

初回保証委託料：保証委託契約締結時に申込書記載の月額請求額合計の100%（最低保証委託料は20,000円）

継続保証委託料：保証委託契約開始後1年毎に10,000円

④保証期間について

保証期間は、保証委託契約締結日から賃貸物件の明渡しまでとなります。

⑤求償権および求償する金額について

保証会社が賃借人様に代わってお支払いした場合、保証会社から賃借人様に対して求償権が発生します。この求償権に基づいて、保証会社が賃借人様に対してご請求を行います。賃借人様に対してご請求する金額は、上記②の範囲で保証会社がお支払いした額および遅延損害金（年14.6%）となります。

第18条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社リクルートフォレントインシュア お客様相談窓口
電話番号：0570-030-733
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日除く）10:00～19:00
※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話応対の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社リクルートフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報情報機関への登録・利用）

1. 申込者等は、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人情報情報機関を、以下「加盟個人情報機関」という）及び加盟個人情報機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
2. 申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟個人情報機関に新たに定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①立替払委託契約に係る申込をした事実	当社が加盟個人情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

3. 提携個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
 - 株式会社シー・アイ・シー
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
お問合せ先：0120-810-414
ホームページアドレス：http://www.cic.co.jp/
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4. 提携個人情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は、次のとおりです。
 - 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
お問合せ先：03-3214-5020
ホームページアドレス：http://www.zenginryo.or.jp/pcic/index.html
 - 株式会社日本信用情報機構
〒101-0042 東京都千代田区田代山田東下町41-1
お問合せ先：0120-441-481
ホームページアドレス：http://www.jiccc.co.jp/
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
5. 当社が加盟個人情報機関に登録する情報は、次のとおりです。
 - 株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止に係る事実等支払状況に関する情報等

第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

1. 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
2. 前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、第6条1.2並びに第9条から第11条まで中「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。

私(申込者)は、本申込書および裏面の「個人情報取扱いに関する同意条項」および「住まいの家賃サービス個人情報の取扱いに関する同意条項」等の契約内容を理解・承認の上、関西VISA住まいのカードの入会ならびに住まいの家賃サービスを申し込みます。なお審査の結果、入会できなくとも何ら異議ありません。

〈取引を行う目的〉 関西VISA住まいのカードの取引を行う目的は住まいの家賃サービスの利用とさせていただきます。なお、住まいの家賃サービス以外にカードショッピングの取引を行う目的は、生計費決済のみとさせていただきます。但し、本会員が個人事業主の場合、生計費決済および事業費決済を取引を行う目的とさせていただきます。

「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条2項に基づき、当社のクレジットカード関連事業(キャッシング等の金銭貸付事業を含む)に関する案内が行われますが、これを希望しないことを理由に当社が入会をお断りすることはありません。

お申込ご本人について	お名前(ご本人自署)	フリガナ 姓	名	生年月日	S H	年 月 日	歳	性別	男 女	
	電話	固定 () - ()	携帯 () - ()	配偶者	有 無	子供	人	無担保借入	件 万円	
	現住所	〒 () - ()	フリガナ	住居	自己所有 家族所有 社宅・寮 公団・公営 借家 賃貸物件	間取り () R L D K () m ²	同居家族	人	家賃・住宅ローン	月々 万 千円 居住年数 年
	職業	自営 公的資格者 会社役員 公務員 会社員 派遣 パート アルバイト 学生 年金受給 その他 ()								
お勤め先名(自営の方は屋号)	フリガナ	業種	年収	万円						
		所属部署	勤続	年 か月(入社 年 月)						
所在地	〒 () - ()	お勤め先		直通 ()	-					
				本社代表 ()	-					
転勤・転職・出向・派遣先				電話	() - ()					

私(連帯保証人)は、「住まいの家賃サービス契約条項」および「住まいの家賃サービス個人情報の取扱いに関する同意条項」を理解・承認の上、住まいの家賃サービス契約条項に基づいて申込者が負う一切の債務について、連帯保証を申し込みます。なお審査の結果、契約成立できなくとも何ら異議ありません。

(緊急連絡先の場合は姓を申込者の関係住所及び電話番号を記入) 連帯保証人・緊急連絡先	連帯保証人	緊急連絡先	申込者との関係	実親 義親 実子 義子 兄弟・姉妹 親戚・その他(本人との続柄)						
	お名前(ご本人自署)	フリガナ 姓	名	生年月日	S H	年 月 日	歳	性別	男 女	
	電話	固定 () - ()	携帯 () - ()	配偶者	有 無	子供	人	無担保借入	件 万円	
	現住所	〒 () - ()	フリガナ	住居	自己所有 家族所有 社宅・寮 公団・公営 借家 賃貸物件	間取り () R L D K () m ²	同居家族	人	家賃・住宅ローン	月々 万 千円 居住年数 年
職業	自営 公的資格者 会社役員 公務員 会社員 派遣 パート アルバイト 学生 年金受給 その他 ()									
お勤め先名(自営の方は屋号)	フリガナ	業種	年収	万円						
		所属部署	お電話	直通 () - ()						
		勤続	勤続	年 か月(入社 年 月)						
			本社代表 ()	-						

※連帯保証人は、住まいの家賃サービス以外のカード債務については、履行の責を負いません。
※未成年者の場合、連帯保証人欄をご記入いただく事により、親権者同意とさせていただきます。

住まいのカードご入会キャンペーン実施中!

入会後にエントリーするだけで、もれなく**200ポイントプレゼント!**
※エントリー方法は、カードに同封のチラシをご確認ください。

賃貸借契約・保証契約の内容

転居理由	入学 就職 転職 転勤 通勤 同居 別居 独立 手狭 家賃が高い 結婚 子供の入居 その他 ()			
物件名・号室				号室
所在地	〒 () - ()			
入居予定者	契約者のみ入居		契約者含め入居	
契約者以外が入居				
フリガナ氏名	続柄	年齢	勤務先(学校名) ※18歳未満の学校名は記入不要	年収
				万円
				万円
				万円
入居予定人数	人	入居する家族を含めた合計年収		万円
月々のお支払内容	間取り	() R L D K () m ²		
①賃料(家賃)			敷金・保証金	
②共益費・管理費			礼金等	
③駐車場使用料等	「④その他」の内訳			
④その他				
⑤小計①+②+③+④				
入居予定日	年 月 日	引落開始予定日	年 月 日	
審査結果回答先	管理会社・賃貸人			

個人情報の取扱いに関する同意事項																											
<p><本同意事項は関西VISAカード&関西マスターカード会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します> 第1条(個人情報の収集・保有・利用等) 1. 会員または会員の予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む当社との取引と信用判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報を(以下これを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること(下記②の契約情報を含む)家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します。および、法令に基き市区町村の要求に従って会員個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄抄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含まず)の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。 ① 申込み時若しくは入会後に会員等が申込書等に記入若しくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報(以下総称して「氏名等」という)。本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という) ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用代金、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報(以下「契約情報」という) ③ 会員のご利用履歴、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づき信用情報 ④ お電話等でお問合せ等により当社が知り得た情報 ⑤ 当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況 ⑥ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項 ⑦ 官報や電話帳等の公開情報 2. 会員は、当社が下記の目的のため、前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。 ① 当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ロー等)の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ② 当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発 ③ 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動 ④ 当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によりお知らせします。 第2条(個人信用情報機関への登録・利用) 1. 本会員(本会員等)を含む、以下総称して「本会員等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が提供する下記の個人信用情報機関(個人への支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、本会員等及びその配偶者の個人情報登録されている場合には当該提携者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報)他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。 2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の登録期間に定められた期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。 3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関および加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>																											
<p><登録される情報とその期間></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th colspan="2">登録の期間</th> </tr> <tr> <th>CIC</th> <th>JICC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報^{※1}</td> <td>左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td> <td>右欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>② 本規約に係る申込みをした事実</td> <td>当社が利用した日より6カ月を超えない期間</td> <td>当社が利用した日より6カ月を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>③ 本規約に係る客観的な取引事実^{※2}</td> <td>契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間</td> <td>契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>④ 債務の支払いを延滞した事実</td> <td>契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間</td> <td>契約期間中及び契約終了後1年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>⑤ 債権譲渡の事実に係る情報</td> <td>—</td> <td>譲渡日から1年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td>⑥ 苦情調査中である旨</td> <td>当該調査中の期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦ 本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等本人申告情報</td> <td>本人から申告があった日から5年を超えない期間</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		登録情報	登録の期間		CIC	JICC	① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ^{※1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	右欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	② 本規約に係る申込みをした事実	当社が利用した日より6カ月を超えない期間	当社が利用した日より6カ月を超えない期間	③ 本規約に係る客観的な取引事実 ^{※2}	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間	④ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後1年を超えない期間	⑤ 債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年を超えない期間	⑥ 苦情調査中である旨	当該調査中の期間	—	⑦ 本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間	—
登録情報	登録の期間																										
	CIC	JICC																									
① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ^{※1}	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	右欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																									
② 本規約に係る申込みをした事実	当社が利用した日より6カ月を超えない期間	当社が利用した日より6カ月を超えない期間																									
③ 本規約に係る客観的な取引事実 ^{※2}	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間																									
④ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後1年を超えない期間																									
⑤ 債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年を超えない期間																									
⑥ 苦情調査中である旨	当該調査中の期間	—																									
⑦ 本人確認資料紛失・カード盗難、与信自粛申出等本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間	—																									
<p>※1 申込時点において勤務先は決定しているもの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来した日からとなります。</p> <p>※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等)の事実を含む)となります。</p>																											
<p><加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ①名称:株式会社シー・アイ・シー(貸金業法・割賦販売法に基づき指定信用情報機関) 所在地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビルディング 0120-810-414 ホームページアドレス: http://www.cic.co.jp ②名称:株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づき指定信用情報機関) 所在地:〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 電話番号:0120-441-481 ホームページアドレス: http://www.jicc.co.jp ③契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。<提携信用情報機関の名称・電話番号> ①名称:全国銀行個人信用情報センター 電話番号:03-3214-5020 ホームページアドレス: http://www.zenkinkyo.or.jp/poic/index.html ※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネット</p>																											

ワーク(CRIN)を構築しています。 ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社ではございません)。第3条(繰上返済時の残高の開示) 本会員は、家族会費が家族カードまたはこの会員番号を用いてATM等で繰上返済の返済の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族会費に対し当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関する。本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。 第4条(個人情報の預託) 会員等は、当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を含むがこれに限られませんが、第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意事項に定める個人情報等当該業務委託先に預託することに同意します。 第5条(利用の中止の申出) 本会員は、第2条2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対してその中止を申出することができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されたご案内等の送付を除きます。お申出は、第10条第1項記載の窓口にご連絡ください。 第6条(個人情報の開示・訂正・削除) 1. 会員等は、当社、個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 ①当社に開示を求める場合には、第10条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。 ②個人信用情報機関に開示を求めている場合は、第2条記載の連絡先へ連絡してください。 2. 開示請求により、万一登録内容が正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。 第7条(会員契約が不成立の場合) 会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。 第8条(退会または会員資格取消後の場合) 本規約第23条に定める退会の申出または本規約第22条に定める会員資格の喪失後、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報等を保有し、利用します。 第9条(規約等に不同意の場合) 当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本会員規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。 第10条(個人情報に関するお問い合わせ) 1. 第5条に定めることのお申出は、下記の当社までお願いいたします。 〒542-0086 大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号 電話番号 06-6281-2790 2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせ。ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いいたします。 <お客様相談室> 〒542-0086 大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号 電話番号 06-6281-2790 第11条(同意事項の位置付け及び変更) 1. 本同意事項は関西VISAカード&関西マスターカード会員規約の一部を構成します。 2. 本同意事項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

反社会的勢力でないことの実情・明確に不同意を表明し、私(会員の義名(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは②の各号のいずれかに該当し、③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづき暴力団員等に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されるも異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明あるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された事実には、当然に貴社に対するいしらの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いさい私の責任といたします。 ①貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊犯罪系暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。(1)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していることと認めらるる関係を有すること (2)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしいて認めらるる関係を有すること ②自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。(1)暴力的な要求行為(2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為 (2014年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意事項に係る特約1
 第1条 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズへの個人情報の提供および利用に関する同意 会員は、株式会社関西クレジット・サービス(以下「当社」という)が保護措置を講じた上で、株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ(以下「保証会社」という)に対し、保証会社における会員管理を目的として、下記の個人情報等を提供し、保証会社がこれを利用することに同意します。(1)関西VISAカード&関西マスターカード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報若しくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報 (2)本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限 (3)カード会員番号が無効となった事実(但し、その理由は除く) (4)カード会員資格の喪失 (但し、その理由は除く) (5)住まいのカード申込書に記載された賃貸または管理会社と会員との間の賃貸借契約に基づき会員が負担する資料その他の債務に関する情報 (6)本カード申込に対する審査の結果 (但し、その理由は除く) (7)カード会員の延滞発生の実事(但し、その理由は除く) 第2条(当社への個人情報の提供および利用に関する同意) 会員は、賃貸人等が保護措置を講じた上で、当社に対して、下記の情報を提供し、当社が当社における会員管理および住まいのカードに係るサービスの提供を目的として利用することに同意します。

個人情報の取扱いに関する同意事項に係る特約2
 第1条 賃貸人および管理会社への個人情報の提供および利用に関する同意 会員は、株式会社関西クレジット・サービス(以下「当社」という)が保護措置を講じた上で、住まいのカード申込書に記載された賃貸人および管理会社(以下「賃貸人等」という)に対し、賃貸人等における会員管理を目的として、下記の個人情報等を提供し、賃貸人等がこれを利用することに同意します。(1)関西VISAカード&関西マスターカード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報若しくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報 (2)本カード会員番号が無効となった事実 (但し、その理由は除く) (3)カード会員資格の喪失 (但し、その理由は除く) (4)会員が賃貸人等に対して負担する資料その他の債務に関する情報 (5)本カード申込に対する審査の結果 (但し、その理由は除く) (6)カード会員の延滞発生の実事(但し、その理由は除く) 第2条(当社への個人情報の提供および利用に関する同意) 会員は、賃貸人等が保護措置を講じた上で、当社に対して、下記の情報を提供し、当社が当社における会員管理および住まいのカードに係るサービスの提供を目的としてこれを利用することに同意します。(1)賃借人氏名 (2)会員が賃貸人等に対して負担する債務の金額(3)会員が締結する賃貸借

個人情報の取扱いに関する同意事項に係る特約3
 第1条 住まいのクラブオブを運営する株式会社リラックス・コミュニケーションズ(以下「サービス提供会社」という)への個人情報の提供および利用に関する同意 1. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、サービス提供会社に対し、住まいのクラブオブにおけるサービス提供会社の会員管理を目的として、下記の個人情報等を提供し、サービス提供会社がこれを利用することに同意します。(1)関西VISAカード&関西マスターカード会員規約等に基づき当社に届出のあった本カードの申込書に記載された情報、会員が当社に提出する書類等に記載されている情報および届出のあった情報。(2)カード会員資格を保有しているまたは保有しなくなった事実 (但し、その資格喪失理由・解約理由は除く) 2. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、サービス提供会社に対し、住まいのクラブオブの提供を目的として、下記の情報を提供し、サービス提供会社がこれを利用することに同意します。会員の(1)グループID(2)氏名(漢字)(3)フリガナ(4)性別(5)自宅電話番号(6)郵便番号(7)住所(アパート・マンション名を含む)(8)住まいのクラブオブ会員ID(9)初回ログインパスワード(10)退会日に関する情報 3. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、サービス提供会社に対し、住まいのクラブオブにおける宣伝物・印刷物の送付等付帯サービス提供に関する案内を目的として前項および2項の個人情報等を提供し、サービス提供会社がこれらを利用することに同意します。 【住まいのクラブオブ個人情報に関するお問い合わせ窓口】株式会社リラックス・コミュニケーションズ 個人情報保護管理者 個人情報保護管理担当 執行役員 E-mail: privacyRX@relo.jp 第2条 当社への個人情報の提供および利用に関する同意 1. 会員は、サービス提供会社が保護措置を講じた上で、当社に対し、個人情報の取扱いに関する同意事項(第1条第1項記載の目的のために、下記の情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。(1)会員規約等若しくは会員とサービス提供会社間の契約等に基づきサービス提供会社に届出のあった情報または会員がサービス提供会社に提出する書類等に記載されている情報 (2) サービス提供会社における会員の会員資格およびこれに関する情報 2. 会員は、サービス提供会社が保護措置を講じた上で、当社に対して、個人情報等の取扱いに関する同意事項(第1条第2項記載の目的のために前項に定める個人情報等を提供し、当社がこれを利用することに同意します。 3. 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対してその停止を申出することができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。停止の申出は「個人情報の取扱いに関する同意事項」第10条1項記載の連絡先に行うものとします。

住まいの家賃サービス個人情報の取扱いに関する同意事項
 <本同意事項は住まいの家賃サービス契約条件(以下「本規約」という)の一部を構成します>
 第1条(個人情報の収集・保有・利用等) 1. 会員または会員の予定者および連帯保証人または連帯保証人予定者(以下総称して「会員等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む株式会社リラックス・サービス(以下「乙」という)株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ(以下「丙」という)以下総称して「当社」という)の取引と信用判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①からの情報を(以下これを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの家賃債務売上業務・家賃請求業務(支払遅延時の請求を含みます)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄抄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。 ① 申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入し若しくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、資産、負債、収入等の情報(以下総称して「氏名等」という)。本規約に基づき届出られた情報およびお電話等でお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という) ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、商品名、契約額等のご利用状況および契約内容に関する情報(以下「契約情報」という) ③ 会員の家賃等の請求額、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報 ④ お電話等でお問合せ等により当社が知り得た情報 ⑤ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項 ⑥ 官報や電話帳等の公開情報 ⑦ 当該サービスに係る賃貸借契約および入居申込の内容 2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑦の個人情報を利用することを同意します。 ① 当社の家賃債務保証関連事業における市場調査、商品開発 ② 当社の家賃債務保証関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動 ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によりお知らせします。 第2条(個人情報の預託) 会員等は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意事項に定める個人情報等当該業務委託先に預託することに同意します。 第3条(利用の中止の申出) 会員は、第1条2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対してその中止を申出することができます。但し、支払いに利用するクレジットカードのご利用代金明細書に同封されたご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条1項記載の窓口にご連絡ください。 第4条(個人情報の開示・訂正・削除) 1. 会員等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。 ①当社に開示を求めている場合は、第8条2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。 2. 開示請求により、万一登録内容が正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。 第5条(会員契約が不成立の場合) 会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第1条1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。 第6条(本契約の解除または本契約の終了の場合) 本規約第18条に定める本契約の解除または本規約第19条に定める本契約の終了後、第1条1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報等を保有し、利用します。 第7条(規約等に不同意の場合) 当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本会員規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、第1条2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。 第8条(個人情報の開示に関するお問い合わせ) 1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当社までお願いいたします。 〒542-0086 大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号 電話番号 06-6281-2790 2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせ。ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いいたします。 <お客様相談室> 〒542-0086 大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号 電話番号 06-6281-2790 第9条(同意事項の位置付けおよび変更) 1. 本同意事項は住まいの家賃サービス契約条件の一部を構成します。 2. 本同意事項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。 (2010年3月改定)